山梨県立青少年センター指定管理者の候補者について

山梨県立青少年センター指定管理者の候補者については、山梨県立青少年センター指定管理候補者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年１２月県議会の議決を経た後に行う見込みです。

１公の施設の名称	山梨県立青少年センター
２指定の期間	令和９年４月１日～令和１３年３月３１日
３応募団体	公益財団法人　山梨県青少年協会
４指定管理者の候補者	名称：公益財団法人　山梨県青少年協会 住所：甲府市和戸町１３０３番地
５候補者の選定理由	（１）選定理由・講評等 候補者である公益財団法人山梨県青少年協会は、長年の経験に基づく安定した運営と適切な施設維持管理が期待できる。また地域や団体、大学等との連携体制が構築できていることも評価できる。 県民のニーズを的確に把握し、その要請に応えるとともに、時代の変化も見据えた、新たな事業の展開に期待する。 （２）選定基準及び採点結果は別紙のとおり
６指定管理者選定委員会の概要	（１）委員会の構成 会長：山梨大学教育学部教授 若本　純子 委員：都留文科大学准教授 田開　寛太郎 委員：株式会社サン・グローバル総合研究所 取締役会長　藤田　泰一

	委員：山本薫公認会計士事務所代表 山本　薫 委員：山梨県教育委員会事務局副参事 矢崎 孝 （２）審査日時 第１回：令和８年４月２４日 概　要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定 第２回：令和８年９月９日 概　要：応募団体プレゼンテーション、 ヒアリング、提案内容審査 第３回：令和８年９月９日 概　要：指定管理者候補者の選定 指定管理者候補者選定理由の審査

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	公益財団法人 山梨県青少年協会
1　青少年センターの管理運営の方針等の総合的な事項	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	5	3．02
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	3．02
2　事業計画の内容が青少年センターの効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	4．00
	地域貢献による事業効果	5	3．02
	市町村との連携による事業効果	5	3．02
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	4．50
	施設運営の課題に対する事業効果	10	5．50
3　青少年の健全育成に関する事項の推進を図るものであること	事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	5	3．26
4　事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現性の可能性	5	2．78
	施設の維持管理の効率性	5	2．76
5　県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	2．76

６　事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力	５	２．７６
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	５	３．８０
７　青少年センターの管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	１８	１８．００
	県への納付額の内容	２	１．００
合　　計		１００	６３．２０

○提案価格〔４か年〕

候補者３７５，３４８千円（参考：４か年の平均　９３，８３７千円）

※　選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成１１年山梨県条例第５４号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。